

部会の設置について

平成13年1月31日
宇宙開発委員会

宇宙開発委員会（以下「委員会」という。）における部会の設置について、以下のとおり定める。

1. 委員会に置く部会は、常設部会及び特別部会とする。

2. 常設部会

(1) 委員会に、常設部会として、計画・評価部会、利用部会、安全部会及び調査部会を置く。

(2) (1)に掲げる部会は、それぞれ次の各号に規定する事項のうち、委員会で定めるものについて調査審議する。

計画・評価部会

宇宙開発に係る計画及びその評価に関する重要事項に関すること。

利用部会

宇宙利用の推進に関する重要事項に関すること。

安全部会

宇宙開発における安全の確保に関する重要事項に関すること。

調査部会

宇宙開発における事故・トラブルの原因究明及びその対策に関すること。

(3) 特別委員又は専門委員が常設部会に属する期間は、次のとおりとする。

特別委員又は専門委員が常設部会に属する期間は、2年とする。ただし、補欠の特別委員又は専門委員が属する期間は、前任者の残りの期間とする。常設部会に属する期間は、更新することができる。

常設部会に属する期間の満了の時点において調査審議中の事項がある場合には、調査審議が終了するまで属する期間を延長することができる。

3. 特別部会

(1) 委員会に、必要に応じて別に委員会が定める特別部会を置く。

(2) (1)に掲げる部会は、委員会で定める事項について調査審議する。

4. 上記に定めるもののほか、部会の設置に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。